

緊急事態宣言を踏まえた原子力規制委員会の対応の変更について

令和3年4月28日
原子力規制庁

新型コロナウイルス感染症対策については、令和3年4月23日における緊急事態宣言の発令を踏まえ、現在の原子力規制委員会の対応に下線部を追加した上で、引き続き5月11日まで継続することとしたい。

1. 原子力規制委員会、審査会合等

○ 原子力規制委員会定例会

毎週開催とし、東京都の外出自粛要請を踏まえ一般傍聴の受付を行わない。

○ 審査会合、検討チーム会合等

Web 会議・電話会議での開催を基本とする。東京都の外出自粛要請を踏まえ一般傍聴の受付を行わない。テレビ会議・電話会議での開催が難しい等の事情がある場合は、申請者側の人数を限定した対面形式の審査会合、書面審査により行う。

2. 原子炉等規制法の運用

○ 原子力規制検査及び使用前検査等

検査計画等に基づき通常どおり実施する。ただし、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域で実施するチーム検査については検査内容を精査し、必要な検査に限定して実施する。また、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域以外の区域で実施する検査についても、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえ、必要な場合には、検査時期の後ろ倒しなど運用上の工夫を行う。

○ IAEAからの通告に基づく保障措置に関する検査

計画通り検査を実施するというIAEAの方針を踏まえ、必要な対応を行う。

3. 放射性同位元素等規制法の運用

○ 事由が生じた後に一定の期限までに行うこととされている届出等

一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その期限に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。

○ 定期的に受けること又は実施することとされている検査等

一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その時期又は頻度に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。

4. 原子力規制庁の勤務体制

○ 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域に所在する官署の職員

7割の出勤回避（終日）を目指す。緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施すべき区域を目的地とする出張又は不要不急に該当し得る出張については、可能な限り控える。